

日本赤十字看護大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第2章 課程及び組織

(課程の種類及び研究科の名称等)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

看護学研究科 看護学専攻

国際保健助産学専攻

2 本大学院に、博士課程を置く。

3 看護学専攻の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、国際保健助産学専攻は、修士課程に区分する。

4 看護学研究科における入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程看護学専攻 入学定員 32名

国際保健助産学専攻 入学定員 15名

収容定員 94名

博士後期課程看護学専攻 入学定員 10名

収容定員 30名

(課程の目的)

第5条 修士課程において、看護学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。国際保健助産学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに助産学における研究能力又は高度な専門性を必要とする国際的に活躍できる助産師としての高い能力を培うことを目的とする。

第6条 博士後期課程は、人びとの尊厳と権利を尊重することを基盤とし、自立した看護研究者として、又はその他の専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を世界的な視野から養うことを目的とする。

第6条の2 博士課程共同災害看護学専攻は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

第3章 教員

(教員)

第7条 本大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

第4章 研究科委員会

(研究科委員会)

第8条 本大学院に看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第8条の2 研究科委員会は、学長、研究科教授をもって構成する。

2 研究科委員会構成員に研究科准教授・講師を加えることができる。

(研究科長)

第9条 研究科に研究科長を置く。

(事務)

第10条 本大学院に関する事務は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び授業期間)

第11条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本学学則の規定を準用する。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第12条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、別に定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

5 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

6 第2項及び第5項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

7 学生が職業を有している等の事情により、第1項及び第4項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第7章 入学、再入学、転入学及び転専攻

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学ができる者)

第14条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定する当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、

22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 外国の学校、第 5 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学者受入れの方針）

第 14 条の 2 前条に規定した入学者の選抜は、本大学院の入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可）

第15条 本大学院の入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可については、本学学則の規定を準用する。

この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

（転専攻）

第15条の 2 本大学院の学生で、他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、学長は、審査のうえ、研究科委員会の意見を聴いて、相当年次に転専攻を許可することができる。

第 8 章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学、転学、休学、復学及び留学）

第16条 本大学院の退学、転学、休学、復学及び留学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

2 休学の期間は、修士課程では通算して 2 年、博士後期課程では通算して 3 年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会等の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第12条に規定する修業年限及び在学期間を超えた者
- (3) 第12条第 7 項に規定する履修計画を達成できない者
- (4) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第 9 章 教育課程及び授業科目

（授業の方法、授業科目及び履修方法）

第18条 本大学院の授業は、授業科目の講義、演習及び実習、研究指導のいずれか、又はこれらの併用によって行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究指導に関する細則は、別に定める。

（教育課程）

第19条 修士課程の教育課程は、別表第 1 のとおりとする。

2 博士後期課程の教育課程は、別表第 2 のとおりとする。

3 本大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設

するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。この教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(組織的な研修等)

第19条の2 組織的な研修等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第29条の4第2項中「授業の内容及び方法」とあるのは「授業及び研究指導の内容及び方法」と読み替えるものとする。

(単位の計算基準、試験、成績評価、成績評価基準の明示等)

第20条 履修単位の計算基準、試験、成績評価、及び成績評価基準の明示等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第31条の2第1項中「授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画」と読み替えるものとする。また、同第2項中「学修の成果に係る評価及び卒業の認定」とあるのは「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定」と読み替えるものとする。

(研究指導)

第21条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

(学科開設科目の履修)

第22条 担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の特設教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(履修科目届)

第23条 学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所定の期間内に研究科長に届け出るものとする。

(他大学院における研究指導)

第24条 学長は、教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第25条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条の2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

4 前条第3項及び前項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第26条 学長は本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第26条の2 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第10章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第27条 本大学院は、各授業科目を履修した者（所定の出席時間数に達した学生に限る。）に対しては、試験又は論文審査その他の本大学院が定める適切な方法により担当教員が学修成果を評価し、その内容に基づき、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、単位を認定する。なお、急病、その他の正当な事由があつて、試験に欠席

した学生に対しては追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

- 2 各授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、DとしてC以上を合格とし、Dを不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

(課程の修了)

第28条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 本大学院は、本大学院に入学前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとし、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

(資格の取得)

第28条の2 修士課程国際保健助産学専攻において取得することができる資格は、助産師国家試験受験資格とする。

- 2 前項の助産師国家試験受験資格取得を希望する者は、第28条第1項の規定によるほか、助産学分野に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(論文等の審査及び最終試験)

第29条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

(合否の決定及び課程修了の認定)

第30条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が行う。

第31条 学長は、前条の研究科委員会の意見を聴いて、課程修了を決定する。

(学位の授与)

第32条 修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

第11章 学生納付金

(入学検定料)

第33条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として第34条に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第33条の2 本大学院に入学を許可された者は、入学金として第34条に定める金額を納めなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学金の全額または半額等を免除することができる。

(1) 本学及び本大学院を卒業又は修了した者

(2) その他学長が必要と認める者

- 3 入学金の取扱い、別に定める。

(授業料等の納付)

第33条の3 学生は第34条に規定する授業料等を納付しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料等の納付金額および期限は別に定める。

(授業料等の徴収方法等)

第33条の4 授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

(退学、転学、停学又は除籍の者の授業料等)

第33条の5 退学、転学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

(休学者、留学者の授業料等)

第33条の6 前期又は後期中途中で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付し

なければならない。

- 2 休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに5万円を納付しなければならない。
- 3 前期又は後期中途で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。
(授業料等納付金の不還付)

第33条の7 既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、特例については別に定める。

(授業料等の種類、納付金額及び期限)

第34条 修士課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第3のとおりとする。

- 2 博士後期課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第4のとおりとする。

第12章 図書館・保健施設等

(図書館・保健施設等)

第35条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

- 2 本大学院に学生研究室（以下「院生研究室」という。）を設ける。
- 3 院生研究室に関する細則は別に定める。

第13章 特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第36条 他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

- 2 協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生の入学資格は、第14条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第37条の2 本大学院は、学校教育法第105条に規定する本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、研究科委員会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
- 3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第38条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第40条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰等)

第41条 本大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

第15章 大学開放等

(公開講座等)

第42条 本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

第16章 学則の準用及び改正等

(学則等の準用)

第43条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育

研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学則の改正)

第44条 この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

(施行細則)

第45条 この学則実施に必要な細則は、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条の4第2項の規定は、在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第33条第3項、別表第1、別表第2の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（平成28年9月 日赤学第277号）

この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月 日赤学第352号）

この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月 日赤学第535号）

- 1 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和2年10月 日赤学第333号）

- 1 この学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 看護学研究科の共同災害看護学専攻については、令和3年4月より学生募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。令和2年度以前に入学した学生に係る教育課程及び修了要件等については、当該学生が在学する

間、なお従前の例による。ただし、学生が連続して休学できる期間は、令和3年4月1日時点での Preliminary Examination 審査の状況に応じ、次のとおりとする。

(1) 通過している者 3年

(2) 通過していない者 2年

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和6年度における看護学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

年 度	課 程 名	収容定員
令和3年度	修士課程	92名
	博士後期課程	24名
	博士課程	8名
	合 計	124名
令和4年度	修士課程	94名
	博士後期課程	24名
	博士課程	6名
	合 計	124名
令和5年度	修士課程	94名
	博士後期課程	26名
	博士課程	4名
	合 計	124名
令和6年度	修士課程	94名
	博士後期課程	28名
	博士課程	2名
	合 計	124名

附 則（令和3年8月 日赤学第188号）

- 1 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年8月 日赤学第186号）

- 1 この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4の規定は、令和5年度以降に入学する者について適用し、令和5年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年10月 日赤学第245号）

- 1 この学則の改正は、令和4年10月3日から施行する。

附 則（令和6年2月 日赤学第470号）

- 1 この学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月 日赤学第19号）

- 1 この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び第2の規定は、令和7年度以降に入学する者について適用し、令和7年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和7年3月 日赤学第469号）

- 1 この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 教育課程（第19条第1項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	専攻	学科目	授業科目	単位数	備考	専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2		看護学	地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2		国際保健助産学	ワイメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ワイメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅰ	2	
		基礎看護学特講Ⅱ	2				地域・在宅看護学特講Ⅱ	2				ワイメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅱ	2	
		基礎看護学特講Ⅲ	2				地域・在宅看護学特講Ⅲ	2				ワイメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅲ	2	
		基礎看護学特講Ⅳ	2				地域・在宅看護学特講Ⅳ	2				ワイメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅰ	2	
		基礎看護学実習Ⅰ	3				地域・在宅看護学特講Ⅴ	2				ワイメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅱ	2	
		基礎看護学実習Ⅱ	3				地域・在宅看護学演習Ⅰ	2				ワイメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅲ	2	
	がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2			がん看護学	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2			国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	
		がん看護学特講Ⅱ	2				地域・在宅看護学演習Ⅲ	2				国際保健助産論Ⅱ	2	
		がん看護学特講Ⅲ	2				地域・在宅看護学演習Ⅳ	2				国際保健助産論Ⅲ	2	
		がん看護学特講Ⅳ	2				地域・在宅看護学実習Ⅰ	3				国際保健助産演習Ⅰ	1	
		がん看護学特講Ⅴ	2				地域・在宅看護学実習Ⅱ	3				国際保健助産演習Ⅱ	1	
		がん看護学演習Ⅰ	2				地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2				国際保健助産実習	3	
		がん看護学演習Ⅱ	2				地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2				リブ・ロダ・クティフ・ヘルスケア研究Ⅰ	2	
		がん看護学実習Ⅰ	4									リブ・ロダ・クティフ・ヘルスケア研究Ⅱ	2	
	小児看護学	がん看護学実習Ⅱ	2			看護教育学					ヘルスケア科学とヒューマニティ	リブ・ロダ・クティフ・ヘルスケア研究Ⅲ	2	
		がん看護学実習Ⅲ	4				看護教育学特講Ⅰ	2				HSR特講Ⅰ-1	1	
							看護教育学特講Ⅱ	2				HSR特講Ⅰ-2	1	
							看護教育学特講Ⅲ	2				HSR特講Ⅲ-1	2	
							看護教育学特講Ⅳ	2				HSR特講Ⅳ-1	1	
							看護教育学特講Ⅴ	2				HSR特講Ⅳ-2	2	
							看護教育学特講Ⅵ	2				HSR特講Ⅳ-3	1	
							看護教育学演習	2				HSR特講Ⅳ-4	1	
	成人看護学	小児看護学演習Ⅰ	2			看護管理学	看護教育学実習Ⅰ	3		国際保健助産学	共通	発達と家族の理論	2	
		小児看護学演習Ⅱ	2				看護教育学実習Ⅱ	3				看護研究特講	2	
		小児看護学演習Ⅲ	2									看護理論	2	
		小児看護学実習Ⅰ	2				看護管理学特講Ⅰ	2				コンサルテーション論	2	
		小児看護学実習Ⅱ	4				看護管理学特講Ⅱ	2				看護政策論	2	
		小児看護学実習Ⅲ	4				看護管理学特講Ⅲ	2				エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	
							看護管理学特講Ⅳ	2				助産フィジカルアセスメント	1	
							看護管理学特講Ⅴ	2				助産病態生理学	1	
							看護管理学特講Ⅵ	2						
							看護管理学実習Ⅰ	2				基礎助産学特講Ⅰ	2	
							看護管理学実習Ⅱ	3				基礎助産学特講Ⅱ	2	
							看護管理学実習Ⅲ	3				基礎助産学特講Ⅲ	2	
	看護学					国際・災害看護学					助産学分野	実践助産学演習Ⅰ	2	
							国際看護学特講Ⅰ	2				実践助産学演習Ⅱ	2	
							国際看護学特講Ⅱ	2				実践助産学演習Ⅲ	2	
							国際看護学特講Ⅲ	2				実践助産学演習Ⅳ	2	
							国際看護学特講Ⅳ	2				実践助産学演習Ⅴ	2	
							災害看護学特講Ⅰ	2				地域母子保健Ⅰ	1	
							災害看護学特講Ⅱ	2				地域母子保健Ⅱ	1	
							災害看護学特講Ⅲ	2				助産管理	2	
							災害看護学特講Ⅳ	2				助産学実習Ⅰ	3	
							災害看護学特講Ⅴ	2				助産学実習Ⅱ	2	
							国際・災害看護学演習Ⅰ	2				助産学実習Ⅲ	3	
							国際・災害看護学演習Ⅱ	2				助産学実習Ⅳ	2	
	老年看護学					ヘルスケア科学とヒューマニティ	国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1				助産学実習Ⅴ	2	
							国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2				助産学実習Ⅵ	1	
							国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2						
							国際・災害看護学実習Ⅱ-2	2						
							国際・災害看護学実習Ⅲ	3						
							国際・災害看護学実習Ⅳ	2						
	精神保健看護学					研究								
						共通A								
						共通B								

別表第2 教育課程（第19条第2項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護	基盤	ケアサイエンス特論Ⅰ	2	
		ケアサイエンス特論Ⅱ	1	
		ケアサイエンス特論Ⅲ	1	
		アドバンス量的研究特論	2	
		アドバンス質的研究特論	2	
		看護教育学特論	1	
		看護教育学演習	1	
		リーダーシップ特論	1	
		アカデミック・プレゼンテーション	1	
学	研究	看護学特別研究演習Ⅰ	2	
		看護学特別研究演習Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅰ	2	
		看護学特別研究Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅲ	2	

別表第3 授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第1項関係）

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入 学 金	400,000円	入学合格時	
授 業 料	1,200,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
実験実習料	150,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	150,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
入 学 金	400,000円	入学合格時	
授 業 料	830,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
実験実習料	100,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	100,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中

種類	金額	期限等	
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中

別表第4 授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第2項関係）

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入 学 金	400,000円	入学合格時	
授 業 料	1,200,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	300,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
入 学 金	400,000円	入学合格時	
授 業 料	920,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
維持運営費	235,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中

種類	金額	期限等	
在 籍 料	前期・後期 各50,000円	年 額	前期 4月中 後期 10月中